

実施計画

(1) ごみの減量とリサイクル意識の高揚

① ライフスタイルの見直し

ごみ減量とリサイクル意識の高揚については、市民一人ひとりができることや行うべきことから考えていく必要があることから、市民は、便利さを追求するライフスタイルを見直し、ごみになるものや、ごみになるものを多く含む商品は購入しないよう推進します。

また、マイバッグやマイ箸、マイ水筒運動等を展開し、ごみになるものを出さない、フリーマーケットの利用や再生品の積極的な購入など、無理なく自分に可能な限りのエコライフを心がけ継続していくよう啓発していきます。

② 環境教育の充実

ごみ減量とリサイクル意識の高揚は、幼少期からの教育が重要であることから、出前講座等を活用し、園児・児童・生徒への環境教育を充実します。

③ 講習会等の開催

ごみ減量作戦の公募や有識者などによる講習会、市民のごみに対する取り組みの紹介や、実践の知恵や情報の交換が行える場として、フォーラムなどの開催などについて検討します。

④ リユース食器の推進

ごみ減量に対する意識の高揚を図るため、市や町内会・自治会等で開催するイベントにリユース食器の活用を検討します。

(2) 戸別収集・一部有料化の徹底

平成14年10月に導入した、戸別収集・一部有料化については、排出者責任の明確化や市民の利便性の向上、ごみの発生抑制や減量意識の高揚が図られ、一定の成果が確認されています。

しかし、集合住宅については、現在もステーション収集（集積所）を継続していることから、一部の集積所においては、マナーの守られていないものがあり、導入目的（効果）が達成されていないところがあることから、今後も、戸別収集・一部有料化について徹底を図っていきます。

① マナーの守れない市民の意識改革

現地へ出向き、直接市民に対して分別の徹底を呼びかけます。

② 集合住宅への排出指導

集合住宅の管理者や家主への巡回の要請など、管理者責任について指導し、また、集合住宅を対象とした個別の説明会等を実施していきます。

(3) ごみの分別の見直し

市では、平成19年4月から「硬質プラスチック」と「金属」の分別種類を追加、「軟質プラスチック製品」を焼却することにより埋立を廃止してサーマルリサイクルへの転換を行い、ごみの資源化を推進しています。

しかし、日の出町にある最終処分場には限りがあり、最終処分場の延命に向けた取り組みを実施する必要があることから、「陶磁器・ガラス・鏡」を分別種類に追加し、埋立てごみの削減と資源化を推進します。

① 陶磁器・ガラス・鏡の資源化

現在、埋立処分を行っている「陶磁器・ガラス・鏡」を資源化し、埋立てごみの削減と、資源化を推進します。

② 燃やせないごみの収集方法の変更

現在、「燃やせないごみ」として排出されているものの中から、「陶磁器・ガラス・鏡」を市民分別することにより、燃やせないごみとして排出されるものが、「電球、プラスチックとの複合製品及び小型家電」となります。

そこで、収集効率の向上と収集経費の削減を目的として、燃やせないごみの定期収集(月1回)を廃止し、粗大ごみと同様に予約制とすることを検討します。

(4) ごみ処理経費及びごみの減量・ごみの分別のPR

ごみ処理経費及びごみの減量、ごみの分別については、市民に対するPRが重要であることから、市民への周知徹底を図ります。

なお、ごみ処理経費を市民に公表し、ごみ減量に伴う経費の削減をPRしていきます。

① 「広報はむら」等の活用

現在、「広報はむら」でごみに関する啓発活動を行っていますが、今後も市民に親しみやすいキャラクターを用いた啓発活動を継続し、「市の掲示板」や「回覧板」、「まちづくり出前講座」(*1)の活用して市民への周知を強化し、ごみの減量、再生品利用の促進等について、継続的な啓発活動を実施していきます。

② 廃棄物減量等推進審議会、廃棄物減量等推進員の活用及び、町内会・自治会への協力依頼

廃棄物減量等推進審議会(*2)、廃棄物減量等推進員(*3)の活用を図るとともに、町内会・自治会に対して協力を依頼し、地域における市民相互による広報活動を展開します。

*1【まちづくり出前講座】

市民の皆さんが主催する学習会などに、市の職員が講師として出向き、市政（各担当の事務および事業など）について説明する講座で、メニューは行財政運営をはじめ、福祉、健康、環境、都市建設、教育、スポーツ、歴史、議会、選挙、監査など全部で50項目ある

*1【廃棄物減量等推進審議会】

廃棄物の適正な処理の基本的事項を審議する市長の付属機関で、市長の諮問に應じ審議し答申する

*2【廃棄物減量等推進員】

一般廃棄物の減量及び適正な処理のため、市長の施策への協力その他の活動を行う者で、各町内会・自治会へ1人ずつ委嘱している

(5) ごみ減量のための体制

① 市民・事業者・行政が連携したごみの減量

市民、事業者及び行政の3者が共通の認識を持って、役割分担を明確化し、相互に連携しながらそれぞれの役割に自主的に取り組むことで、ごみの減量を図ります。

② 廃棄物管理責任者会議の充実

市では、「羽村市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」に基づき、事業用大規模建築物(*1)の所有者に対し、廃棄物管理責任者(*2)の選任を義務付けるとともに、減量及び再利用計画について、毎年計画書の提出を求めていることから、平成20年度から廃棄物管理責任者会議を開催し、ごみの減量を呼びかけています。

今後は、この会議が市と事業者との連携を図り、事業者同士が活発に情報交換を行える場となるよう充実を図ります。

*1【事業用大規模建築物】

事業用大規模建築物で、事業用途に供する延床面積が3,000㎡以上の建物

*2【廃棄物管理責任者】

事業用大規模建築物から発生する廃棄物の、減量、再資源化、適正処理に関しての業務を担当する者

(6) 生ごみの排出抑制

① 生ごみの水切りの徹底等

家庭から排出される燃やせるごみのうち、約6割が生ごみであり、その生ごみの約8割は水分であることに注目し、各家庭において生ごみの水切りの徹底を呼びかけるとともに、食べ物について、「必要以上に買わない」、「必要以上に作らない」、「食べ残しを出さない」などの、「もったいない」という意識を啓発する活動を実施し、排出抑制につなげていきます。

② 家庭における生ごみの処理等

生ごみの排出を抑制していく場合、生ごみ処理機や生ごみ処理容器が有効と考えられます。個々のライフスタイルに合わせて、生ごみを資源として堆肥化するもの、生ごみを完全に消滅させてしまうもの等を活用した取り組みは、生ごみの減量に効果的であることから、その購入費の助成等について検討します。
また、食べ残し等の生ごみで塩分を多く含んでいる場合の堆肥化については、塩分を好む植物（アイスペラント）等もあることから、それらについてのPRも行っています。

(7) ごみ排出事業者への指導の強化

① 事業所への排出指導の徹底

家庭から排出されるごみへの対策だけではなく、事業者から排出されるごみへの対策についても重要であることから、現在、市で行っている事業用大規模建築物における事業所への現地指導を、事業所の規模だけでなくごみの排出量に応じて拡大していくことを検討します。

② 西多摩衛生組合における抜き打ち検査の強化

他市の事業者からのごみの持ち込みを排除するとともに、搬入不適物の持ち込みを防ぐため、市職員により、西多摩衛生組合において抜き打ち検査を実施していますが、今後も搬入物の検査を強化し、違反した事業者に対して厳しく指導していきます。

(8) 廃棄物処理に対する支援

現在、市では生活保護費受給世帯などに対し、経済的負担の軽減と自立の促進を図ることを目的とし、廃棄物処理手数料の免除を行っています。

しかし、粗大ごみの処理手数料の免除については、燃やせるごみや燃やせないごみの廃棄物処理手数料と異なり、免除額に制限がないため、ごみの増量につながる可能性があることから、免除額の上限を設定していくことなどについて検討していきます。

また、燃やせるごみ袋、燃やせないごみ袋の交付枚数及び大きさについては、現状が適正であるかを検討していきます。

【廃棄物処理手数料免除額】

区 分	燃やせるごみ用 指定収集袋	燃やせないごみ用 指定収集袋
(1) 生活保護費受給世帯	110枚	30枚
(2) 児童扶養手当受給世帯	110枚	30枚
(3) 特別児童扶養手当受給世帯	110枚	30枚
(4) 身体障害者手帳を所持する者 (1級又は2級の者に限る。)を 含む市民税非課税世帯	110枚	30枚
(5) 愛の手帳(療育手帳)を所持す る者(1度又は2度の者に限 る。)を含む市民税非課税世帯	110枚	30枚
(6) 精神障害者保健福祉手帳を所持 する者(1級の者に限る。)を含 む市民税非課税世帯	110枚	30枚
(7) 遺族基礎年金受給者	110枚	30枚
(8) 高齢福祉年金受給者	110枚	30枚
1 各指定収集袋の枚数は、1年当たりの枚数とする。 2 指定収集袋の大きさは、(1)から(6)までにあつては、4人世帯までは中袋、 5人世帯以上は大袋とし、(7)及び(8)にあつては小袋とする。		

(9) リサイクル品取扱店舗との連携

① リサイクル推進協力店認定制度

リサイクル品の使用は、3Rを推進するにあたり、重要な役割を担っていることから、リサイクル商品を取り扱う小売店（リサイクルショップ等）に対して、一定の基準を設け、市指定のリサイクル推進協力店として認定する制度を検討し、行政と事業者が連携及びリサイクルの推進を図ります。

② リサイクル品販売事業の支援

平成22年4月1日から、粗大ごみとして収集又は持ち込まれた廃棄物のうち、再使用可能な家具などの販売を「羽村市シルバー人材センター」で実施しています。この事業はごみの減量と再使用に関する意識啓発を図るとともに、高齢者の社会参加の促進を図ることを目的としていることから、市としてPR等の支援を行っていきます。

(10) 剪定枝の資源化の促進

現在、燃やせるごみとして出された剪定枝と、有料で持ち込まれた長さ50cm以上の剪定枝は、リサイクルセンターでチップ化して資源物として売却し、そのチップを基に、西多摩衛生組合で使用する活性炭が製造されています。

このような資源が循環する取り組みを市民にPRするとともに、剪定枝の資源化の取り組みを一層推進していきます。

また、現在、長さ50cm以上のリサイクルセンターへ持ち込まれた剪定枝は、有料となっているが、資源化の促進を目的として、今後無料とすることについて検討していきます。

(11) 拠点回収の充実

拠点回収については、拡大生産者責任履行の観点から、平成3年12月から紙パックの回収、平成14年10月からはペットボトルと白色トレーの回収を実施しています。

さらに、ペットボトルについては、高齢者や体の不自由な方々から、市内に設置されている拠点回収ボックスまで持ち込まなければならないため、ペットボトルの戸別収集の要望が多かったことや、ペットボトルの回収率の向上を目的とし、平成18年度より戸別収集との併用を始めました。

しかし、今後も拡大生産者責任(*1)を求めることを目的として、引き続き拠点回収ボックスを増設していきますが、経済の動向により設置協力店が閉店し、拠点回収ボックスの数が減少していることから、目標の100カ所を目指してだけでなく、事業者自らが店頭回収ボックスを設置するように要請します。

【拠点回収ボックス設置協力店数】(平成22年11月末現在)

内 容		設 置 数
拠 点 総 数		86カ所
内 訳	ペ ッ ト ボ ト ル	84カ所
	白 色 ト レ ー	75カ所
	紙 パ ッ ク	38カ所

*1【拡大生産者責任】

生産者は、生産した製品が使用され廃棄された後においても、その製品の適正なリサイクル及び処分に一定の責任を負う考え方

(12) 資源回収事業実施団体の拡大

町内会・自治会、各種団体が行っている資源回収は、地域のコミュニティの醸成を図るとともに、ごみ分別やリサイクルへの関心の高揚に寄与しています。

平成22年度においては、46団体(28町内会・自治会、その他18団体)、が登録されており、その回収量は、市全体の資源化量の約20%を占めており、ごみの総資源化率を引き上げるための重要な役割を担っています。

また、集団回収は、行政が分別排出をお願いするのは異なり、市民同士が分別を呼びかけるため、分別に対する意識の高揚に大きな効果があることから、今後も町内会・自治会及び各種団体に対して、積極的に呼びかけを行い、実施団体

の拡大に努めるとともに、助成制度を継続していきます。

(13) 国への要請

循環型社会を実現させるためには、市が実施している施策を、事業者及び市民に対して徹底していくだけでは限度があることから、循環型社会の構築に向けた具体的なシステムの確立を、東京都や各種団体を通じて国に対し要請していきます。

① 国に望むこと

環境に負荷の少ない事業者が評価されるシステムの導入など、環境に関する制度を見直し、国民に対して分別排出の徹底、不要なレジ袋の受け取り拒否の義務付け等について要請を行っていきます。

② 事業者に望むこと

事業者には、「ごみになるものを作らない」研究を義務付けることや、市民が手間をかけずに分別できる商品の開発、過剰包装の自粛、拡大生産者責任の実施等について、国が事業者へ義務付けるよう要請を行っていきます。

(14) 中間処理施設の整備

リサイクルセンター及びストックヤードは、容器包装プラスチック、ペットボトル、びん、缶など今後も資源化を図るうえで、重要な役割を担っています。

クリーンセンター（し尿処理施設）におけるし尿処理については、平成20年4月に清流地区の公共下水道の供用に伴い、1日当たりの搬入量が減少したことから、現状の生物処理では浄化が難しくなっています。

リサイクルセンターは平成8年、クリーンセンターは平成6年に設置されたもので、老朽化が進んでおり、今後もこの施設・設備を適正に維持していくためには、計画的に下記の整備を実施するとともに、広域的な処理について検討する必要があります。

【リサイクルセンターの整備】

① 粗破砕機投入装置の交換

粗破砕機投入装置については、老朽化しているため、入れ替えの必要があります。

② トラックスケールの交換

トラックスケール(*1)は、廃棄物を計量して料金を算出する設備であることから、正確を期することが重要であるが、老朽化していることから入れ替えて適正な運営に努める必要があります。

③ ストックヤードの臭気対策

市民から出された汚れた容器包装プラスチックからの臭気の拡散を防止し、環境整備をするため、空調設備及びエアーカーテン等を設置する必要があります。

④ 不燃ごみ選別設備の増設

徹底した資源の分別と、プラスチックごみを埋め立てしない施策を展開するために、現在手作業により燃やせないごみの袋を破袋し、複合素材の製品及び小型家電製品を抜き取っていますが、作業効率の向上と更なる資源化を促進するため、破袋機、投入コンベアー及び手選別コンベアー等を整えた設備を増設する必要があります。

【クリーンセンターの整備】

① 自動運転及び運転管理システムの交換

クリーンセンターの、自動運転及び運転管理に対応するコンピュータシステム（シーケンサー及びデータログシステム）が故障しており、無人の間の運転状況を確認することができないため、水質等の悪化が見られた場合、対応が遅れることから、コンピュータシステムを入れ替え、適正な汚水処理に努める必要があります。

② し尿の処理方法の検討

現在の生物処理については、リンの水質問題が発生する恐れがありますので、し尿の処理方法について検討します。

*1【トラックスケール】

廃棄物をトラックに積載したままで、廃棄物の正味重量を計量するための装置

(15) ごみの不法投棄の防止

ごみの不法投棄については、生活環境課がパトロール及び回収を実施するとともに、市民生活安全パトロールによる巡回を実施しています。

ごみの不法投棄やポイ捨てについては、人のモラルを向上させることが最も重要であることから、広報等により、随時人の心に訴える啓発活動に取り組み、市内の美化を図るとともに、条例整備について調査研究する必要があります。

資 料



羽產生発第 3047号
平成21年 6月 5日

羽村市廃棄物減量等推進審議会長 殿

羽村市長 並木 心



羽村市廃棄物減量等推進審議会に対する諮問について

羽村市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成4年条例第43号）第7条第2項の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

- 1 リユースの推進に関する基本的な考え方について
- 2 一般廃棄物処理基本計画の基本的な考え方について

（理由）

- 1 循環型社会の実現に向けて、3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）を推進しており、リデュース、リサイクルは高い成果を上げているが、それらの取り組みと比較してリユースに対する取り組みが劣っているため、今後どのような考え方をもって推進していくかを審議していただきたいため。
- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき、平成23年度に作成する本計画について、どのような考え方をもって策定するかを審議していただきたいため。

羽村市廃棄物減量等推進審議会審議経過

審議回数	開催日及び会場	審議会の概要
第1回	平成22年6月24日(木) 羽村市役所特別会議室	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年度のごみ量について ○ 平成22年度リサイクル品販売事業について ○ 剪定枝の資源化について ○ 一般廃棄物処理基本計画の基本的な考え方について
第2回	平成22年8月20日(金) 羽村市役所特別会議室	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第1回審議会会議録の確認について ○ 一般廃棄物処理基本計画の基本的な考え方について
第3回	平成22年9月28日(火) 羽村市役所特別会議室	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2回審議会会議録の確認について ○ 一般廃棄物処理基本計画の基本的な考え方について
第4回	平成22年11月30日(火) 羽村市役所特別会議室	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3回審議会会議録の確認について ○ 一般廃棄物処理基本計画の基本的な考え方について
第5回	平成23年1月24日(月) 羽村市役所特別会議室	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第4回審議会会議録の確認について ○ 一般廃棄物処理基本計画の基本的な考え方について ○ 燃やせるごみの組成分析結果について